

各部長・各支所長 殿
各課等の長 殿
各機関の事務局の長 殿

市 長

一関市総合計画実施計画（平成 28・29・30 年度）の策定について(通知)

「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」を将来像とした次期一関市総合計画が平成 28 年度からはじまる。

将来像を実現するためにも、中東北の拠点都市として周辺市町村とのさらなる連携を図りながら、人口減少、少子高齢化社会への対応、安心安全なまちづくり、市民との協働など解決すべき課題に対応していかなければならない。

また、刻々と変化する社会経済情勢に的確に対応した行政サービスのあり方についても、時代に合ったものへと抜本的に見直していかなければならない。

総合計画実施計画は、基本構想及び基本計画に基づき、向こう 3 か年度の個々の施策についての具体的な事業計画を定めるものであり、社会経済情勢の変化を見極めながら毎年度見直しを行うローリング方式を採用し策定し予算編成の指針とするものであるが、その事業計画は、将来的に健全な財政計画の裏付けがあって初めて実効性が確保されるものである。

今後の財政見通しでは、平成 17 年合併に係る合併特例期間の 10 年が経過する平成 28 年度以降は、普通交付税の算定の特例(合併算定替)が段階的に縮減されるなど厳しい財政状況となることが想定される。

このようなことから、市民が将来への希望を持ち、健康長寿のもと笑顔で安心して暮らすことができるよう、限られた財源を有効に活用しながら財政の健全性の確保に努め、次期総合計画基本構想に掲げたまちづくりの目標の実現に向け、実施計画を策定する。

については、本実施計画の策定にあたり、下記のとおり通知する。

記

1. 実施計画計上事業の要求年度

要求年度は、平成 28 年度、29 年度、30 年度の 3 か年度とする。

ただし、本年度は一関市総合計画前期基本計画（平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年度）を策定することから、事業が平成 31 年度以降も継続する場合には平成 32 年度までの 5 か年度分を要求書に記載すること。

さらに本年度は、新市建設計画の計画期間を平成 27 年度から平成 37 年度まで延長する計画変更並びに平成 32 年度までを計画期間とする過疎地域自立促進計画を策定することとしており、これら計画に登載する事業を今回の要求事業から選定することから、それらを念頭に置き要求すること。

2. 実施計画計上事業の基本的な考え方

(1) 総合計画基本構想の実現

次期総合計画基本構想に掲げた「5つのまちづくりの目標」の達成に向け事業の検討を行うこと。

- ・地域資源をみがき生かせる魅力あるまち
- ・みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち
- ・自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち
- ・郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち
- ・みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

(2) 人口減少、少子高齢化への対応

これまでに取り組んできた事業の成果を検証するとともに、各種事業を複合的に実施するなど人口減少、少子高齢化に対応した事業の検討を行うこと。

特にも、子育て支援施策をさらに充実させるとともに、市民すべてが心身ともに健やかに歳を重ねていくことのできる健康長寿に向けての事業の検討を行うこと。

(3) まち・ひと・しごと創生総合戦略への対応

人口減少、少子高齢化等の社会構造の変化を見据え、当市の特徴を生かした活力あるまちを創造することを目的に、本年度「一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することから、雇用創出や移住定住の促進など自立につながる継続可能な事業の検討を行うこと。

(4) 国際リニアコライダー（ILC）について

国際リニアコライダー計画に関連する事業については、別途指示する。

(5) 地域課題の解決

各地域においては、地域の住民と協議・検討を行い、住み良い地域づくり推進事業などの有効活用を図りながら、地域協働体と連携し、各地域の課題解決に努めること。

(6) 定住自立圏構想（定住自立圏共生ビジョン）について

当市と地理的、歴史的に密接な関係にある平泉町と連携し地域課題の解決に取り組んでいくために、平成25年度に策定した定住自立圏構想に基づき、両磐圏域の課題解決に取り組むべき事業を平泉町と協議し検討を行うこと。

(7) 登米市及び栗原市との連携について

平成27年4月30日付で登米市・栗原市との連携の強化について通知したところであるが、登米市、栗原市など隣接市町村と一体となった取組が可能な事業等を検討し、中東北の拠点都市の形成に向け、広域的な連携を深めることができるよう検討を行うこと。

(8) 各部等の方針決定

各部等においては、重点施策について協議の上、部の方針を決定し、共通認識のもとで事業の検討を行うとともに、新規・拡充事業にあつては、厳しい財政状況を鑑み、事業の必要性や優先順位を十分に見極め、事業の廃止、統合、組み換えなど、スクラップアンドビルドを徹底すること。

また、昨年度策定した一関市総合計画実施計画（平成27・28・29年度）における継続事業についても、再度、事業実施の必要性について検証を行うとともに、既計画事業費の範囲内で事業の検討を行うこと。

(9) 懸案事項の早期解消について

「市道用地等の未登記の解消」などの合併時からの懸案事項については、次期一関市総合計画前期基本計画期間内での解消に努めること。

3. 提出書類

提出書類は次のとおりとし、記載にあたっては、別添の「総合計画実施計画計上事業要求要領」及び記入要領に留意すること。

- (1) 一関市総合計画実施計画計上事業要求調書【様式A】
- (2) 一関市総合計画実施計画要求事業一覧表【様式B】
- (3) 施設等の維持管理経費計算書【様式C】
- (4) 各部等要求事業優先順位一覧表【様式D】

4. 提出期限

上記3の書類の財政課への提出期限は、平成27年7月3日（金）とする。

なお、各支所分の事業計画については、本庁各課等で取りまとめ、調整のうえ、提出すること。